

発行日：2013年4月1日

ご報告 2012年度発明奨励費授与者が決定しました！

発明奨励費とは、2010年度に新しく創設され、本学において知的財産活動に貢献した研究者に対して付与する奨励費のことです。発明奨励費には、発明新人奨励費(本学において初めて特許出願等をした教員に対して付与する奨励費)と、発明功労奨励費(本学の知的財産活動に貢献した教員に対して付与する奨励費)の2種類があります。

2012年度のそれぞれの奨励費授与者は以下のとおりです。

発明新人奨励費 (6名)				発明功労奨励費	
理工学部	内田 欣吾	理工学部	大津 広敬	理工学部	岸本 直之
理工学部	宮武 智弘	理工学部	永瀬 純也		
理工学部	小堀 聡	理工学部	南條 浩輝		

ご報告 2012年度 特許出願、特許成立状況

2012年度は、23件の特許出願がありました。また、4件が特許権として成立しました。(2013年3月31日現在)

なお、発明の名称・内容等は、出願日から約1年半後に公開(特許電子図書館IPDL)されます。

<特許出願状況>

No.	発明者	出願番号	出願日	出願種別
1	理工学部 池田 勉	特願2012-111737	2012.05.15	共同出願
2	理工学部 和田 隆博	特願2012-123783	2012.05.30	共同出願
3	理工学部 石崎 俊雄	特願2012-118058	2012.05.23	単独出願
4	理工学部 石崎 俊雄	特願2012-152105	2012.07.06	単独出願
5	理工学部 永瀬 純也	特願2012-120338	2012.05.26	単独出願
6	理工学部 岩澤 哲郎	特願2012-170680	2012.07.31	単独出願
7	理工学部 石崎 俊雄	特願2012-136420	2012.06.15	単独出願
8	理工学部 石崎 俊雄	特願2012-136441	2012.06.15	単独出願
9	理工学部 大津 広敬	特願2012-148953	2012.07.02	単独出願
10	理工学部 内田 欣吾	特願2012-174765	2012.08.07	単独出願
11	理工学部 石井 大輔(代表) 理工学部 中沖 隆彦	特願2012-196271	2012.09.06	共同出願
12	理工学部 石崎 俊雄	特願2012-187082	2012.08.27	単独出願
13	理工学部 石崎 俊雄	特願2012-186904	2012.08.27	単独出願
14	理工学部 木村 陸	特願2012-181426	2012.08.20	共同出願
15	理工学部 南條 浩輝(代表) 理工学部 吉見 毅彦	特願2012-196357	2012.09.06	単独出願
16	理工学部 木村 陸(代表) 理工学部 松田 時宜	特願2012-231118	2012.10.18	共同出願
17	理工学部 小堀 聡	特願2012-273975	2012.12.14	単独出願
18	理工学部 岩澤 哲郎	特願2012-278613	2012.12.20	単独出願
19	理工学部 和田 隆博	特願2013-001345	2013.01.08	共同出願
20	理工学部 永瀬 純也	特願2013-036465	2013.02.26	単独出願
21	理工学部 岩澤 哲郎	特願2013-033888	2013.02.22	単独出願
22	理工学部 宮武 智弘	特願2013-038620	2013.02.28	単独出願
23	理工学部 石井 大輔(代表) 理工学部 林 久夫	特願2013-070102	2013.03.28	単独出願

<特許成立状況>

No.	発明者	特許番号	登録日	発明の名称	出願種別
1	理工学部 岸本 直之	第4966928号	2012.04.06	水処理方法	共同出願
2	理工学部 後藤 義昭	第5034033号	2012.07.13	板状蛍光体とそれを使用したディスプレイ	共同出願
3	理工学部 三浦 雅展	第5191025号	2013.02.08	後続楽曲抽出システムおよび後続楽曲抽出方法	共同出願
4	理工学部 三浦 雅展	第5203404号	2013.02.22	テンポ値検出装置およびテンポ値検出方法	共同出願

お知らせ 「2013年度 知的財産セミナー」を開催します！

深草キャンパス <前期>
開催日：6月頃 テーマ：未定 講師：未定

瀬田キャンパス <後期>
開催日：11月頃 テーマ：未定 講師：未定

詳しく決まり次第、知的財産センターホームページ(<http://chizai.seta.ryukoku.ac.jp/>)や学内掲示にて広報して参ります。ご関心のある方は、是非ご参加ください。

お知らせ 本学単独出願の審査請求の取り扱いについて

本学単独出願の場合は、従来、審査請求時において、ライセンス先がない場合は審査請求を見送っておりましたが、2013年4月1日より、発明者の希望があれば研究費(使用できる研究費は別に定めます)を使用して審査請求を行うことが可能になりました。使用できる研究費等詳細につきましては、知的財産センターまでお問い合わせください。

知財トピックス(第8回) 「違法ダウンロードに対する刑事罰」

昨年の著作権法改正によって、2012(平成24)年10月1日から違法ダウンロードが刑事罰の対象になりました。近年のインターネットの急速な普及に伴い、ネットに関連する著作権侵害が深刻になっています。著作権法は、いわば後追的に改正されてきました。2009(平成21)年の著作権法改正で、デジタルコンテンツの流通促進のために、インターネット等を利用した著作物利用の円滑化を図る、いくつかの改正が行われました。たとえば、インターネットで情報検索サービスを実施する事業者が、著作権者の許諾を得ずに著作物の複製を作成することが、一定の条件の下で認められるようになりました。

一方で、深刻化するネット上での著作権侵害を防止するための規定が設けられました。従来は、個人的または家庭内での私的な著作物の使用のために複製をすることは、例外的に著作権者の権利は及ばないとされていました。しかし、著作物の違法ダウンロードが横行して、正規品ビジネスに大きな影響を与えているとの音楽や映画業界の声を受けて、違法なインターネット配信による音楽・映像を違法であることを知りながら複製(ダウンロード)することは、たとえ私的使用目的であっても、著作権侵害とする規定が新設されました(著作権法第30条第3項)。

しかし、この規定には罰則がなかったため、違法ダウンロードが後を絶たないとの業界の不満が高まり、2012(平成24)年6月の著作権法改正によって、罰則規定(著作権法第119条第3項)が設けられて、2012(平成24)年10月1日から施行されています。罰則規定の対象となっているのは、有償著作物等という聞きなれないものです。有償著作物等の具体例として、CDとして販売や有料でインターネット配信されている音楽作品、DVDとして販売や有料でインターネット配信されている映画作品が挙げられます。すなわち、録音・録画された著作物または実演等であって、有償で公衆に提供・提示されたものをいうと説明されています。刑事罰が成立するためには、利用者が有償著作物等が違法にアップロードされたとの事情を知りながら、ダウンロードしたことが要件となります。違法にアップロードされたことを知らなかったことを証明できれば、刑事罰の対象にならないことになるのですが、この立証は簡単ではないと思われます。適法なインターネット配信であることを判別する方法として、「エルマーク」表示があります。

You Tubeなどの動画投稿サイトを閲覧すると刑事罰の対象になるのかとの懸念がありますが、文化庁はキャッシュの作成は、電子計算機における著作物利用に伴う複製(著作権法第47条の8)に該当し、著作権侵害には当たらないと説明しています。また、友人から届いたメールに添付された違法複製の有償著作物等のファイルをダウンロードした場合、友人が私的使用の範囲で送信したメールは「自動公衆送信」に該当しないので、そもそも刑事罰の対象となるダウンロードではないと説明されています。違法ダウンロードに対する刑事罰は、2年以下の懲役または200万円以下の罰金(併科あり)とされており、通常の著作権侵害の罰則よりは軽減されています。ネット上で横行する著作権侵害を防止することが重要である点は理解しつつも、違法ダウンロードに刑事罰を課することは、ネット利用を不当に制限することにつながるとの慎重意見があることは事実です。これに対する文化庁の説明は、故意犯のみを処罰の対象にしていることや、権利者からの告訴を要件とする親告罪に規定していることを強調しています。また、著作権法附則や参議院決議において、慎重な運用が求められていることを付言しておきます。

知的財産アドバイザー 櫻井 雄三